

○南越前町介護保険事故報告事務取扱要綱

平成19年5月31日

南越前町告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険指定事業者及び基準該当事業者（以下「事業者」という）が行う、介護保険適用サービスの提供中に発生した事故について、指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービスに等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、指定老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）以下「運営基準」という）に定めるところにより、事業者が南越前町（以下「町」という）の介護保険被保険者を対象として、介護サービス提供中に事故が発生した場合の事務手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 事業者が町へ報告する事故は、以下の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合。

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含めサービス提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護保険施設サービスにおいては、入所（入院）から退所（退院）までとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義がある場合、若しくは問題となる可能性がある場合、又は利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものを報告対象とする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

- (2) 食中毒の発生が認められた場合。
- (3) 感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1、2、3、4類に加えて、レジオネラ菌、疥癬及び結核をいう）の発生が認められた場合。
- (4) 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合。
- (5) 前各号に掲げるものの他、利用者の家族等から苦情が出ている等、報告が必要と認められる場合。

（報告）

第3条 事業者は、第2条に定める事故が発生した場合は、速やかに町介護保険担当課へ電話等で報告（以下「第一報」という）するとともに、事業所が所在する保険者にも報告するものとする。

- 2 事業者は、第一報後二週間以内に、介護保険事業者事故等報告書（別記様式）により、町介護保険担当課へ報告（以下「第二報」という）するものとする。
- 3 事業者は、第二報時に必要に応じて町から求められた資料を提供するものとする。

（町の措置）

第4条 事故の報告を受けた町は、その状況を把握するとともに、当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて、保険者として次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

- (1) 事業者が行った事故処理並びに利用者等及びその家族に対する連絡及び説明に関する指導。
 - (2) 発生した事故が福井県又は福井県国民健康保険団体連合会において対処することが必要と判断した場合は、福井県又は福井県国民健康保険団体連合会への通告、報告及び連絡調整。
 - (3) 事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在する市町村との連絡調整。
- 2 町は事業者が運営基準に違反し、次の各号のひとつに該当する時は、事業者名及び事故内容について公表することができるものとする。
 - (1) 事業者が事故発生を故意に隠匿している場合。
 - (2) 事業所が事故の再発防止に取り組まない場合。
 - (3) その他利用者保護のため、町長が必要と認めた場合。

(事故対策)

第5条 事業者は、発生した事故に適切に対処するため、次の各号に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び従業員への周知。
- (2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策。
- (3) 第2号に掲げるものの他、事故の発生を防止するための措置。

(記録の保存)

第6条 事業者は事故に関する記録を2年間保存しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱い

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下「各事業者」という)が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、町へ報告する。

①サービスの提供による利用者の負傷または死亡事故の発生

- ・負傷の程度は事業者側の過失の有無を問わず、医師の保険診療を要した場合とする。
- ・上記以外、負傷により利用者の家族等とトラブルが発生することが予測される場合や、利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。
- ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。
- ・利用者の病気などにより死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。

②食中毒及び感染症の発生

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1～4類に加えて、レジオネラ菌、疥癬、結核及びその他の感染症が発生した場合とする。

③職員(従業者)の法令違反・不祥事故等の発生

- ・利用者の処遇に影響があるものとする。(例：預かり金の横領等)

④その他報告が必要と認められる事故の発生(例：財産を喪失させた等)

3 報告の方法

- (1)事業者は、事故等が発生した場合、速やかに町へ電話またはファックス、メールで報告(第一報)する。
- (2)事業者は、その後の経過について順次報告をする。
- (3)第一報やその他の報告様式は適宜作成してもよいが、二週間以内に別添様式「事故等報告書」に整理し、報告する。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告する。

- ①南越前町介護保険担当課
- ②事業所が所在する保険者(市町村)

5 町の対応

報告を受けた町は、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

《必要な対応例》

- ①事業所の対応を確認し、助言を行う。
- ②特別指導が必要と判断される場合には、県に報告するとともに県と連携をとり、指導する。また利用者から苦情があった場合に、必要に応じ国保連合会の苦情処理機関と連携をとり対応する。
- ③事実確認等において必要がある場合には、事業所の所在する市町村と連携をとり対応する。